

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：上水道

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和53年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√ 適用 非適用
団体名	坂東市	職員数 (H19. 4. 1現在)	16
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	142 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3,262
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	1,237
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.66 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	13.5 (H19)
		経常収支比率 (%)	95.9 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 √ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[ 合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：岩井市・猿島町 ] 上記により市町村合併し坂東市となったが、水道の事業認可上では、統合されていない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	坂東市公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	坂東市長 石塚仁太郎
既存計画との関係	坂東市行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	広報誌、市のホームページ等にて公表
基本方針	水道事業においては、合理的、効率的な運営によって最小経費で最大の効果をあげ、公共福祉と市民生活の増進に寄与することを目的とする。 そのために、時代変化、市民のニーズに対応しつつ、絶えず積極的に経営改善に取り組み、水道の安定供給を図っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		130	333	463
	補償金免除額		33	67	100
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	96,939	129,890	333,123	559,952
合 計 (A)		96,939	129,890	333,123	559,952
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		96,939	129,890	333,123	559,952

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>坂東市水道事業は、平成17年3月22日の市町合併に伴い旧岩井市水道事業と旧猿島町水道事業の統合により誕生したが、事業認可上は2事業体が存在している。旧猿島町水道事業については、平成15年度末で、94%と高いが、旧岩井市水道事業については、平成元年度より18年度まで第1次拡張事業を実施し、普及率の向上に努めている。全体の普及率としては、平成17年度末で、約70%と低く、今後の普及率の向上により給水収益の増加が期待できる。支出としては、地下水及び県企業局からの受水を水源としているため、受水費が総費用の約35%を占め、次いで減価償却費約26%、支払利息約12%、人件費約8%の順となっている。</p>	
経営課題	課 題	収入の確保
	<p>市の普及率は73%（平成18年度）で、茨城県の普及率90.6%（平成17年度）よりも低く、今後も普及率の向上を図り収入の確保に努めていく必要がある。</p>	
	課 題	経費の節減
	<p>コスト比較やサービス水準の検討を行い、民間委託の推進等による経営の合理化、効率化に取り組み、維持管理費の縮減を図り、経営基盤の強化に努める。</p>	
	課 題	水道料金の適正化
<p>合併以前からの旧岩井市・旧猿島町の水道料金体系を継続しており、料金統一がなされていない。地域間格差を是正し、坂東市としての一体感が醸成されるよう料金の統一を図っていく必要がある。</p>		
課 題		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	93.3	91.4	94.5	100.3	92.5	95.8	96.0	109.9	110.0	108.7	
総収支比率(法適用)	(%)	110.5	108.2	106.3	111.8	102.8	100.2	97.9	98.2	98.0	99.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	110.5	108.2	106.3	111.8	102.8	100.2	97.9	98.2	98.0	99.0	
営業収支比率(法適用)	(%)	132.9	125.1	120.8	127.7	114.9	110.4	107.7	101.8	102.4	102.7	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	3.2	5.3	3.4	2.0	1.7	1.7	1.6	1.1	1.2	1.1
	うち基準内繰入金	(%)	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1
	うち基準外繰入金	(%)	2.2	4.3	2.5	1.1	0.6	0.6	0.5			
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	33.1	34.0	31.2	52.1	55.1	3.2	7.2	3.0	3.0	1.7
	うち基準内繰入金	(%)	3.1	4.8	3.5	14.0	24.0	3.2	7.2	3.0	3.0	1.7
	うち基準外繰入金	(%)	30.0	29.2	27.7	38.1	31.1					
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	坂東市の普及率は、平成18年度末で73%と低いが、毎年2%前後の増が見られることから、給水収益について、同程度の増加を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	旧岩井市水道事業において、平成元年度より進めてきた第1次拡張事業が平成19年度をもって終了する予定であるため、一般会計からの繰出金については、平成19年度より大幅削減を見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水道事業認可統合に向け平成18年度に水道事業基本計画を策定したが、今後の水源を地下水より県企業局からの受水に順次切り替えていくための配水池増設の計画があり、平成21年度以降の起債借入額増を見込む。また同計画において、旧簡易水道時代の老朽管更新計画があり修繕費増も見込まれる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>水道事業についても、集中改革プランにおける定員管理の数値目標として、平成17年4月1日の職員数507人を5年後の平成22年4月1日には24人の削減により職員数483人とし、国を上回る4.7%の削減を目標とした。平成19年4月1日の職員数は494人となり計画の503人を上回っている。平成22・23年度についても9名の削減を目標に進めていく。(課題)</p> <p>給与構造の見直しは、平成18年4月1日より条例等を改正して実施した。ただし、人事評価の給与への反映については、平成19年10月より試行に入り、今後本格実施を行っていきたい。地域手当については、当市は支給地域ではないので支給していない。(課題)</p> <p>国や民間の同種の職種との比較をし、国の制度に準じた給与制度の見直しを行っていく。給料表については、国の行政職給料表二への見直しを実施する。また、見直しに向けた取組方針を平成20年3月に公表する。(課題)</p> <p>現在は、定年退職者の特別昇給は廃止されていますが、勸奨退職者については行っている。これは、当市は平成25年前後に定年退職者のピークを迎えるため、それを前倒ししたいために行っているが、今後当制度がなくても勸奨退職者が見込めるので、平成20年度末までに廃止する。(課題)</p> <p>職員の健康診断や人間ドッグ等への職員への補助を職員互助会で実施しているが、市からの互助会への補助金は交付していない。また、福利厚生事業については、毎年3月の職員給与等の公表の際に併せて公表する。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>市行政改革大綱に基づきコスト比較やサービス水準の検討を行い、料金収納事務の民間委託の推進等による経営の合理化、効率化に取り組み、維持管理費の縮減を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、未加入世帯の加入促進により経営の安定化を図る。(課題)</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が異なる合併以前からの2料金体系のコスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	速やかな水道事業認可申請により事業を統合し、コスト等に見合った適正な同一市内同一料金を実現し事業基盤の安定化を図る。(課題 )
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	予算・決算について市の広報誌やホームページ等で公表している。  行政評価制度の政策評価・施策評価・事務評価など様々な手法について調査、研究を進め、当市の規模と特性に適した行政評価の在り方や手法の検討及び行政評価の試行などにより行政評価制度の確立に努める。 行政評価については、H19年度に実施要綱を策定、H20年度に試行を行い、H21年度に実施を予定している。
5 その他（普及率の向上による収入の確保） （未収金の回収による収入の確保）	水道未加入世帯に対する加入促進通知の発送及び戸別訪問の実施により、普及率の向上を図り、安定した料金収入を確保する。 平成20年度よりコンビニ収納を実施し、水道使用者の料金納付の利便性を向上させ未収金の削減を図ることにより、財政の安定化に寄与する。 (課題 )

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、集中改革プランにより平成17年度から平成22年度までの5年間の目標を掲げている。平成19年度における職員数の削減が計画人数を上回っている。今後も職員数の削減に努めていく。人件費総額の削減は同プランによる給与の適正化等により削減を図っていききたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	普及率の向上や、料金滞納者への給水停止等による滞納整理の実施により、給水収益の確保を図り繰出し金の抑制を図る。平成21年度には基準外繰出しを解消する。
4 その他（普及率の向上による収入の確保） （未収金の圧縮による収入の確保）	水道未加入世帯に対する加入促進通知の発送及び戸別訪問の実施により、普及率の向上を図り、安定した料金収入を確保する。 滞納整理時に滞納者は、多忙により指定金融機関営業時間内での納付が困難である旨の言訳が多く見受けられる。平成20年度から、料金のコンビニ収納を導入することにより、使用者の納付利便性を向上させ納期限内納付のを促進するとともに、給水停止等の滞納整理に努める。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
4	未収金の徴収対策(百万円)	61	66	76	77	46		86	60	50	45	40		
	改善額					31	31		26	10	5	5	46	
4	一般会計負担金の額(百万円)	94	105	86	82	97		32	26	20	20	20		
	改善額(負担金の確保等)		11			15	26							
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
4	水道加入促進による給水収益の増(百万円)	845	864	900	952	917		983	1014	1020	1043	1069		
	改善額		19	36	52		107	66	97	103	126	152	544	
<b>【経費の削減】</b>														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	147	132	131	107	114		116	113	107	107	107		
	改善額		15	1	24		40		1	8	8	8	25	
	給与水準	86	77	76	60	65		66	64	60	60	60		
	改善額		9	1	16		26		1	6	6	6	19	
	その他(手当・法定福利)	61	55	55	47	49		50	49	47	47	47		
	改善額		6		8		14			2	2	2	6	
	職員給与費(退職手当)	11	8	9	11	11		11	10	10	10	10		
	職員数(人)	18	16	15	15	15		16	16	15	14	14		
	増減数(人)	0	△2	△1	0	0		1	0	△1	△1	0		
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他( )													
	改善額													
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減													
	企業債現在高(百万円)	3,838	3,719	3,575	3,399	3,262		3,189	3,107	3,032	3,046	3,232		
	増減		△119	△144	△176	△137		△73	△82	△75	14	186		
							計画前5年間改善額 合計	204			改善額 合計		615	
													(参考) 補償金免除額	100

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	39	40	40	42	42	42	43	43	44	44
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	3594	3680	3842	4002	4058	4191	4278	4303	4400	4501
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	19380	19380	19380	19380	19380	19380	19380	19380	19380	19380
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	13163	12444	13742	14392	14962	15880	16220	16260	16580	16900
最大稼働率(%)	67.9	64.2	70.9	74.3	77.2	81.9	83.7	83.9	85.6	87.2
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	235.1	234.8	234.3	237.9	226	234.6	237	260.5	260.7	257.6
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	252	256.9	247.9	237.2	244.3	245	246.8	237	237	237

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。